

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するニュース続報

令和6年度の報酬改定で、体制加算に(Ⅰ)と(Ⅱ)ができました。

(Ⅰ)を取得する場合、対象者かどうかの確認を、受給者証の記載で確認できる場合は、これによって確認してもよいとされています。

受給者証で確認できる例を下記に示しましたので、参考にしてください。

なお、報酬改定により加算名の変更がありますが、受給者証の発行に時間がかかるため、報酬改定後の加算名による案内は改めて行います。

①行動障害支援体制加算(Ⅰ) 区分更新のたびに確認してください。

対象:障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目が10点以上である者

【以下のサービスを利用している場合】

行動援護

身体障害者手帳の所持がない場合の重度訪問介護

【以下のサービスを利用し該当の加算が決定されている場合】令和6年4月1日基準日以降の受給者証については、加算名の変更があります。

生活介護(重度障害者支援加算)

短期入所(重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者)

施設入所支援(重度障害者支援加算知障)

共同生活援助(強度行動障害者重度支援加算)または(強度行動障害地域移行特別加算)

宿泊型自立訓練(強度行動障害地域移行特別加算)

②要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

対象:スコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者

【以下のサービスを利用し該当の加算が決定されている場合】

短期入所(医療連携体制加算(医ケア)対象者)

※情報提供により、障害支援区分認定調査の写しがある場合、以下の項目がありの場合は対象です。

レスピレーター/気管切開の処置/酸素療法/経管栄養/中心静脈栄養/透析/カテーテル/ストーマの処置